

# 会 議 録

会議の名称	平成28年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成28年10月21日（金） 午後6時2分～午後8時2分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	1人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成28年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 平成28年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成28年10月21日（金）午後6時2分～午後8時2分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成28年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ①小金井市平和推進事業 ②職員共済組合業務 ③小金井市協働事業提案制度 ④「外国人おもてなし語学ボランティア」育成業務 ⑤データヘルス事業 ⑥介護予防・日常生活支援総合事業 ⑦B型肝炎ワクチン予防接種事業 ⑧児童育成手当支給業務 ⑨職員給与支給業務変更届 ⑩児童育成手当支給業務等変更届 ⑪福祉会館施設使用許可業務等廃止届

(3) 諮問事項

諮問第11号 小金井市戦争体験者登録電子管理簿について

諮問第12号 国税・地方税電子申告システムについて

諮問第13号 国税・地方税電子申告システムのオンライン接続について

諮問第14号 「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座参加者名簿  
について

諮問第15号 「外国人おもてなし語学ボランティア」育成業務について

諮問第16号 データヘルス事業対象者名簿について

諮問第17号 地域包括支援センター運営委託業務について

(4) その他

ア 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する  
条例について（報告）

イ 自治体情報システム強靱化事業に係る内部情報システムの変更につい  
て（報告）

ウ 平成26年度情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況の訂正につい  
て（報告）

エ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【委 員】

朝 倉 和 子      植 草 康 仁      加 藤 進      仮 野 忠 男

白 石 孝      多 田 岳 人      樹 一 美      土 屋 義 弘

【市 側】

中谷総務部長

<広報秘書課>

天野広報秘書課長

吉田広聴係長

<情報システム課>

鈴木情報システム課長

鈴木情報システム係長

青柳情報システム係主事

<職員課>

梅原職員課長

大久保給与厚生係長

長村給与厚生係主任

<コミュニティ文化課>

平岡コミュニティ文化課長

高橋文化推進係主事

<保険年金課>

本木保険年金課長

畑野保険年金課主査

<地域福祉課>

関地域福祉課長

井出地域福祉係長

藤栄地域福祉係主任

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

鈴木高齢福祉担当課長

中元認定係長

本木包括支援係長

幕田介護保険係主任

長谷川包括支援係主事

三谷認定係主事

<健康課>

當麻健康課長

高花健康係主任

<子育て支援課>

梶野子育て支援課長

前川手当助成係長

<学務課>

河田学務課長

深澤学務係長

<総務課>

水落総務課長

諏訪情報公開係長

郷古情報公開係主任

**【傍聴者】**

1名

**【松行会長】**

ただいまから平成28年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、審議に入る前に委員の欠席等の連絡をいたしたいと存じます。

本日、金澤委員、亀山委員は、御都合により欠席されるとの連絡を受けておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず「平成28年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等がございますか。

訂正等はないようでございますので、これを認め、承認とさせていただきます。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書に基づく報告と諮問をお願いいたします。

**【総務部長】**

本日、市長が公務のため、私が代理で報告及び諮問をさせていただきます。

初めに、報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが13件、届出廃止に関するものが5件、届出変更に関するものが10件でございます。

次に諮問事項についてです。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第14条に基づく「小金井市戦争体験者登録電子管理簿について」、「国税・地方税電子申告システムについて」、「「外国人おもてなし語学ボランティア」養成講座参加者名簿について」、「データヘルス事業対象者名簿について」、個人情報保護条例第15条に基づく「国税・地方税電子申告システムのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「「外国人おもてなし語学ボランティア」育成業務について」、「地域包括支援センター運営委託業務について」の合計7件でございます。

細部につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**【松行会長】**

確かに承りました。

それでは、これから審議に入りますが、審議に入る前に事務局からの説明を受

けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問等を受け、それに対する説明を事務局、又は担当課から直接受けることで進めたいと存じます。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

#### 【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告をいたします。

1ページを御覧ください。今回の届出は、開始13件、廃止5件、変更10件でございます。2ページは、部課別の明細、3ページから4ページはその内訳で、備考にあります案件番号の順序にて進めさせていただきます。

6ページを御覧ください。「職員共済組合業務について」、職員課の案件でございます。

東京都市町村職員共済組合では、平成28年度より保険事業の一環として、インフルエンザ予防接種助成事業を創設しました。

これに伴い、この度、東京都市町村職員共済組合より新たに様式が示されたため、届出を行うものです。

7ページを御覧ください。届出番号07-277「インフルエンザ予防接種助成金請求書」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、氏名、住所、組合員証記号番号、接種状況など、助成金請求に係る情報でございます。

参考としまして、8ページに当該様式を付けておりますので、併せて御覧ください。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

#### 【総務課長】

それでは、9ページを御覧ください。「小金井市協働事業提案制度の実施について」、コミュニティ文化課の案件でございます。

本制度は、市民活動団体等の発想や行動力をいかし、公共サービスに対する多様なニーズへのきめ細やかな対応を実現するため、市民活動団体等からの事業提案を受けて、そのうち採択された事業について、市と協働して実施する制度です。

今年度からの実施に伴い、本制度の実施に係る様式類について、届出を行うものです。

10ページを御覧ください。届出番号13-38「小金井市協働事業提案制度に関する様式類一式」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は11ページに別紙として載せてございます。

様式等の名称を項目としまして、その横に個人情報の内容を載せてございます。項目が複数ございますが、全体として協働事業提案に際して、氏名、住所等の情報を保有するという内容でございます。

参考としまして、12ページに「小金井市提案型協働事業提案書」、13ページに「団体概要書」、14ページに「小金井市提案型協働事業実績報告書」、15ページから16ページに「小金井市提案型協働事業補助金交付申請書」、17ページから18ページに「小金井市提案型協働事業補助金実績報告書」の様式を付けておりますので、併せて御覧ください。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

#### 【加藤委員】

今年度から実施するというところで、事業の実施について大いに評価するところでございます。それで、既に提案を受けて実施事業を決定しているか。予算規模はどれくらいで、予算規模を超過するような提案があったのか。あった場合、第三者委員会のようなものを設置してセレクトしたのかどうかについて教えていただきたいと思います。

#### 【コミュニティ文化課長】

今年度からスタートした事業ですが、予算総額は補助金形式をとっておりますので、50万円となっております。

それから、今年度実施分の事業につきましては、採択済みということで、これから実際の事業がスタートしていくことになるかと思っております。

なお、事業の採択の手続の関係でございますけれども、第三者委員会という御指摘もありましたが、市民公募の方も含めた委員の方からの御意見を踏まえた形で、庁内の委員会で審査をする形式をとらせていただいておりますので、外部の方の御意見を踏まえた上での決定という形になっております。金額としましては、上限50万円に対して、該当する事業の順位付けを行ってということになります。

ので、50万円が1件ということもあれば、複数採択ということもあり得たのですけれども、今回は第1位の事業のみが採択されたという結果になっております。

**【加藤委員】**

外部委員の意見を聴いて庁内で採択をしたという説明ですが、どのような形式で外部委員の意見を聴いたのですか。それから、予算50万で、その1件のみ、50万の提案がなされたということですが、その50万は、全て市の補助金ですか、それとも団体独自の財政負担、そのようなものはあるのでしょうか。もし差し支えなかったら具体的に教えてください。

**【コミュニティ文化課長】**

具体的なプロセスでございますけれども、一定の審査基準については、応募の段階でお出ししてまして、それについて採点いただくような形で外部の方々から評点をいただきます。その評点結果を意見という形で参考とさせていただき、それをもとに庁内で編成された委員会によって、最終的に決したという形をとっております。もう少し詳しく申し上げますと、一次はそれで書類審査を行い、二次審査の公開プレゼンテーションに3団体が進みまして、その3団体の中で第1位だった団体の事業が採択されたということです。

なお、1位の団体は、もともと要望額が50万円を満たしていなかったのですが、1位採択後の残額が2位の団体の要望額に足りないという状況がありましたので、1位のみ採択された結果となっております。

なお、事業の詳細に入ってしまうので、答えてよろしいかどうかは分かりかねますので、団体負担について縛りを特設していない形で初年度は行わせていただいておりますので、団体負担がゼロでも、一定の負担があったとしても、どちらでも対応できる事業となっております。

**【仮野委員】**

具体的にどのような提案があったのか教えていただきたい。秘密にしなければいけないことなのですか。

**【コミュニティ文化課長】**

最終的に団体の提案書については、公開プレゼンテーションに付したものですので、非公開かどうかと言われれば、公開かと思っておりますけれども、算出根拠等も含めて申し上げていいのかどうかというところはあるかなと思っております。

なお、書類審査で二次に進まなかった団体については、団体名含めて公開しておりません。二次に進んだ3団体の中で、今回採択された団体につきましては、



相続後見シニアサポート多摩という団体として、消費者被害、悪質商法対策、成年後見制度に関する講演会を市と一緒にやりたいという御提案をいただきまして、消費者の対策をしている課と一緒に講演会を行うという事業が今回採択されたものであります。

採択されなかった2団体、残念ながら二次まで進まれたのですが採択されなかった団体としましては、子供関係の団体で、親子で舞台鑑賞を楽しむという御提案、それから環境教育に関する人材育成を市とともにやりたいという団体、以上3団体の御提案だったのですが、今申し上げた団体のみ採択されたという状況です。

**【松行会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

それでは、19ページを御覧ください。「B型肝炎ワクチン予防接種事業について」、健康課の案件でございます。

平成28年6月22日に予防接種法施行令の一部が改正され、平成28年10月1日からB型肝炎ワクチンが新たな定期接種として導入されました。

本事業を実施するに当たり、予診票に記載される氏名、住所、予防接種に関する情報を保有することから届出を行うものです。

20ページを御覧ください。届出番号41-543「B型肝炎ワクチン予防接種予診票」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、氏名、性別、生年月日、住所、健康状態など予防接種に関する情報でございます。

参考としまして、21ページには当該様式を、22ページにはB型肝炎ワクチンに関して資料を付けておりますので、併せて御覧ください。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【白石委員】**

20ページの下に電算入力の有無が「有」、委託処理の有無が「無」で、電算入力だけが「有」ということでよろしいですか。

【健康課長】

御指摘のとおりでございます。

【白石委員】

何件ぐらいを想定されているのですか。

【健康課長】

今年度に関しましては、800名ほどを想定しているところでございます。

【白石委員】

具体的には、予診票、届出状況の個人情報の内容を電算入力するということですか。

【健康課長】

さようでございます。予診票に氏名等記入していただきますが、その内容が個人情報となりますので、今回、届出の報告をしているところでございます。

【白石委員】

予診票、紙ベースと電算入力したものは両方とも、保存年限は5年ということですか。

【健康課長】

さようでございます。5年保存いたします。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、23ページを御覧ください。「児童育成手当支給業務等について」、子育て支援課の案件でございます。

児童育成手当、乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の各制度は、本市の条例及び規則に基づき、主に子育て世帯に対する経済的支援を行うために実施している事業でございます。

平成28年7月に「小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」を改正し、平成29年1月1日から児童育成手当等制度の事務について、個人番号の独自利用を行うこととしました。

独自利用事務の開始に伴い、児童育成手当等制度で取り扱う個人情報に個人番号が追加になることから、届出を行うものです。

なお、本件は、平成28年度第1回審議会で諮問いたしました個人番号の独自利用に関し、その範囲内において、具体的な事務を進めるための届出でございます。開始の届出が1件、変更の届出が9件でございます。

24ページを御覧ください。まず、開始の届出でございますが、届出番号42-44「児童育成手当受給者等個人番号変更届」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、氏名、住所、世帯主との続柄、個人番号などの情報でございます。

参考としまして、25ページには当該様式を付けておりますので御覧ください。

続きまして、全部で9件の変更届でございますが、26ページから43ページにかけて、それぞれの保有届の内容と様式等を付けてございます。件数が多いのでまとめて説明させていただきますが、変更内容につきましては、9件全て個人情報の内容に「個人番号」を追加することでございます。それぞれの様式の黒く網かけをしている箇所が個人番号を追加したところでございます。薄くなっしまい申し訳ありませんが、御参考としていただければと思います。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

#### 【白石委員】

条例改正していることなので、そのことについては特に問いませんが、個人番号、マイナンバーを申請者、配偶者、それから当該の被扶養者、各々から収集するというのは、主に所得について家族単位で紐付けをするために使用するのですか。世帯個々人の個人番号を収集して何に使うのかという利用目的について、もう少し具体的に説明してください。

#### 【手当助成係長】

児童育成手当の申請書等を御覧いただいたの御質問かと思えます。申請者、配偶者等それぞれから個人番号を取得する理由は、同一人の特定、それから他市からの転入者等に関しまして、他市に所得情報の照会を行うことで、申請者から課税証明書の提出を不要とする目的から、それぞれの個人番号の記載を求めているところでございます。

なお、本件につきましては、既に国の法定事務であります児童扶養手当と類似した制度でございます。児童育成手当については、国が準ずる法定事務ということで、児童扶養手当と同様の考え方に基づいて個人番号を取得すると国が示して

おりますので、本市におきましても、同様の対応をするものでございます。

**【白石委員】**

具体的には、情報連携はいつから開始されると想定していますか。一応、国から一定の時期は示されていますが、予定どおり情報連携が進むのですか。

**【手当助成係長】**

国が示しております、平成29年7月より連携を開始する予定でございます。

**【仮野委員】**

24ページの届出状況に「認定番号」というものがありますが、これがあれば個人番号は不要ではないかと思うのですが。

**【手当助成係長】**

認定番号は、本市において使用する番号でございます。他市から所得情報等を取得する際は、共通番号である個人番号でもって情報を取得することになりますので設けているものでございます。

**【仮野委員】**

分かりました。ただ、個人番号がこれだけ使われるようになれば、認定番号は不要になるのではないかと考えてしまいますが。

**【手当助成係長】**

認定番号は、児童育成手当それぞれ1世帯の単位として付けているものでございます。一方、個人番号は、それぞれの個人に対して付けられているものでございます。

**【植草委員】**

冒頭、白石委員から御質問があった件について、私も確認したいと思っていたところですが、先ほどのお答えの中で、申請者にプラスして配偶者の個人番号を収集する旨は、所得要件の確認、資格審査、その辺があるからと受け取ったのですが、児童、子供の個人番号まで収集する理由を確認させてください。

**【手当助成係長】**

すいません。先ほどの説明が一部、不十分な点があったかと思えます。

一番の目的は、同一人の特定ということでございまして、児童育成手当の支給対象児童が具体的に誰なのかということ個人番号でもって特定するために、児童についても個人番号を記載していただくものでございます。

なお、児童の所得につきましては、所得がないケースが多いのですが、今までの本市の事例におきましても、例えば小学生で俳優などをされている方は所得が

あることもございまして、そのような方につきましては、所得ありということで、情報連携にて必要な情報を取得することになります。

**【白石委員】**

シニカルな質問で申し訳ないのですが、国、総務省等の正式な公表資料においても、個人番号通知が100%住民登録者に届いていない、周知をされていないという実態があります。この制度の適用対象者の中で個人番号、マイナンバーを自らが知らない住民の方が、少数かもしれませんが現実にいると思います。その場合の対応はどうされるのですか。

**【手当助成係長】**

既に当課の事務におきまして法定事務ということで、児童手当、それから児童扶養手当の事務において、皆様から個人番号を収集しておりますが、個人番号が分からないとおっしゃる方もいらっしゃいます。そのような方につきましては、最初は、個人番号の記載をお願いさせていただきますが、記載することができない、今日すぐには分からないという方につきましては、こちらで調べさせていただいて、記載してよろしいか確認した上で、こちらで記載している状況でございます。児童育成手当等につきましても同様の対応を考えてございます。

**【白石委員】**

厚生労働省が昨年末、12月ぐらいに全国の自治体にその旨の通知をしまして、それを1月ぐらいに、全国紙ですと読売新聞だったと思いますが、1面トップで公表されたのですけれども、要するに社会保障、福祉関係の制度について窓口に来られた住民の方が個人番号を提供できない場合は、法で定められている利用目的の範囲内ですから、公的機関として内部照会してマイナンバーを取得することになります。そうすると、マイナンバーの取得は、行政機関内部で法律の定めに基づいて行えばいいのではないかとということでもあるのですね。ただ、一応、扱いとしては例外規定として扱われているので、それ以上申し上げませんが、住民の中に、マイナンバーを出す、出さないで混乱が生じていることは事実かと思えます。ですから、業務を担当される皆さんは大変な仕事をされていると思いますが、現実としては、そのようなことがあるということです。これは、感想ですが。

**【手当助成係長】**

白石委員の御指摘を踏まえまして、窓口での対応につきましては、より一層丁寧に行うよう、職員にも伝えていきたいと思えます。

**【松行会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

それでは、44ページを御覧ください。「福祉会館施設使用許可業務等について」、地域福祉課の案件でございます。

まず、お詫びをさせていただきますが、この案件につきましては、5月に開催された平成28年度第1回審議会までに報告すべき案件でございましたが、地域福祉課におきまして届出を失念していたため、今回の審議会にて報告をさせていただいております。申し訳ございませんでした。

全部で5件の廃止届でございますが、廃止の理由としましては、小金井市福祉会館が耐震上の理由により、平成28年3月31日をもって閉館したことに伴い、小金井市福祉会館内で実施しておりました各種事業のうち、集会室の貸し出し等について事業廃止となったことから廃止の届出を行うものでございます。

5件の届出の内容につきましては、44ページの個人情報保有等廃止届内訳に記載のとおりでございます。

申し訳ございませんでした。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

次に諮問案件に入りたいと存じますので、事務局から説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

これより諮問案件に入らせていただきます。

45ページを御覧ください。「小金井市平和推進事業について」、広報秘書課の案件でございます。

小金井市では、戦争の記憶を風化させないため、平和推進事業の一環として戦争体験の講演や戦争体験談集を作成しているところですが、戦争体験者が高齢となり、戦争の悲惨が語り継がれる機会が減少していることに鑑み、講演等が可能な戦争体験者を把握するため、戦争体験者を戦争体験の語り部として募集・登録を行うこととしました。

登録された戦争体験者には、小金井平和の日記念行事を始め、市の平和推進事

業において講演等を行っていただきます。

本事業を実施するに当たり、申込・登録用紙及び登録内容を新たに保有等することから届出・諮問するものです。

46ページを御覧ください。諮問第11号「小金井市戦争体験者登録電子管理簿について」でございます。

業務の目的としましては、諮問書にもございますが、平和事業の推進に活用するために、戦争体験者の情報を管理することを目的としておりまして、氏名、住所、生年月日、電話番号、戦争体験の概要について電算管理するものでございます。

管理簿の個人情報保護としては、基本的な内容ではありますが、92ページにこの後の諮問と共通な保護措置を付けてございます。

諮問に関連する保有届としまして、届出番号02-111「小金井市戦争体験者登録用紙」、届出番号02-112「小金井市戦争体験者登録電子管理簿」の2件でございます。

まず、47ページ、届出番号02-111「小金井市戦争体験者登録用紙」は、今説明いたしました小金井市戦争体験者登録電子管理簿に登録する情報を収集するためのものでございまして、保有する個人情報の内容は氏名、生年月日、住所、電話番号、戦争体験などの情報でございます。

目的外利用等の有無について「有」としておりますが、保有届に記載のとおり、他の機関の平和推進事業実施に際して外部提供が想定されますので、「有」としてございまして、外部提供の根拠は、本人同意でございます。

参考としまして、48ページに当該様式を付けておりますので、併せて御覧ください。

次に、49ページ、届出番号02-112「小金井市戦争体験者登録電子管理簿」でございますが、こちらにつきましては、諮問と同様の内容でございます。

参考資料としまして50ページに登録実施要領を付けてございますので、こちらも御参考にしてください。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

#### 【樹委員】

大変すばらしい事業だと思うのですが、ご高齢の方が多いということ

すが、この情報を常に最新にしていく方法について、どのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいです。

**【広報秘書課長】**

この情報を常に最新にしていくにはという御質問でございますが、まずこちら、8月31日から施行されているのですけれども、平和の日記念行事という事業で最初の活用を想定しております。その最初が平成29年3月5日に行われる小金井平和の日記念行事において、戦争体験談の発表をしていただくという、そこから始めようかと考えておりました、それにつきましては、12月15日から市報、ホームページ等で募集し、そこで応募いただいた方から登録を始めようかと思っております。それ以降は、随時登録を受け付ける形といたしまして、都度、電子管理簿に入力し、その後に行われる平和推進事業において活用していきたいと考えております。

**【樹委員】**

保存年限が永年となっているわけですが、70代、80代となった方たちが例えばお亡くなりになったというような情報はどのようにして収集しようと考えていらっしゃるでしょうか。

**【広報秘書課長】**

今回、2件の届出をしているところでございまして、1つは電子管理簿、もう1つは紙ベースで登録用紙を保存いたします。御質問がありました永年保存は登録用紙でございまして、電子管理簿は常用としてございます。

御指摘のあった亡くなられた場合の対応でございますが、こちらは、登録者が亡くなられた場合、電算入力による登録については、亡くなった事実を知った時点で削除することを考えております。ただ、登録用紙は、申し込みいただく際に、御本人に体験談を添えていただきます。この事業の目的は、そのような戦争の記録を後世に伝えていく、残していくことが目的でございますので、体験談自体は永年保存とし、体験談集を作成するときですとか、このような体験談があるということを、代わりにお話をする機会ですとか、そういったことに活用したいと思っておりますので、登録用紙自体は永年保存ということでございます。

**【樹委員】**

そうすると、お亡くなりになったというような情報は、例えば体験談を語っていただけませんかとか市が本人に依頼した際に、ご家族から亡くなりましたというお話がなければ、そういった情報は把握できないということでしょうか。



**【広報秘書課長】**

本人が亡くなられたかどうかという情報は、個人情報でありますので、担当課で随時把握できるものではないと考えておりますので、遺族の方から連絡をいただいた場合につきましては、今回、50ページに要綱を参考に付けてあるかと思っておりますけれども、連絡いただいた場合は第8条第2項の規定に準じた形で、本人に代わって申出があったという取扱いとしまして、登録を削除する対応になるかと思っております。

講演を依頼する際に、登録のあった連絡先へ初めて連絡した結果として、死去したということが知らされたような場合につきましては、同条第3号の「その他市長が認めたとき。」を適用し、同じく削除することを考えてございます。

**【仮野委員】**

事業としてはいいことだと思うのですが、私は敗戦から71年たった今になって、なぜ小金井市はこのような取組を始めるのかということに一番関心があります。戦争体験を語れる人は、80、90歳ですよ。ある意味では遅過ぎる気もするのですが、一体誰の発想で、どのようなことからこのような事業を始めようとしたのですか。

**【広報秘書課長】**

どういったきっかけで始めようとしたかということでございますが、まず、先ほど申し上げた平和の日記念行事というのが、平和の日を平成26年12月に制定しました。戦後70年という節目を迎えるに当たって、戦争の悲惨な記憶を風化させてはいけないという理由から条例化したものでございます。その条例に基づいて、戦争体験発表をその記念事業の中で行うことを考えたときに、おっしゃるように80代の方など高齢の方が多く、体験者の数が少ないというような状況がございまして、今後このようなことを依頼できる方を探すのに苦慮することが想定されることから、事あるごとに募集するのではなく、一度募集した情報を記録として残しておき、以降の事業で活用できるようにしたいというところからスタートしたものでございます。

**【仮野委員】**

分かりました。多大な苦勞をされているわけですが、早くしないとどんどん減っていきますよね。2年前から実施しておけばよかったですね。そこは残念です。

**【土屋委員】**

1つは、仮野委員と同じことを質問しようと思っていたのですが、もう一つは、

かなり年限がたっている中で、70代、80代の方がそのときの記憶をきっちり語り、あるいは記録されていればいいのですが、往々にして忘れて、ある部分だけを強調、拡大、縮小してしまうなどして、その真実がきっちり伝わらないことにならないか。それを小学生、中学生に語り、変な平和への観念を与えてしまうといったマイナス面も可能性としてはあるのではないかという心配があります。それから体験談について、その体験談が真実であるかどうかを誰が判断するのか。提出された体験談を信じて講演などをされるのだと思いますが、その点についても心配です。

#### 【広報秘書課長】

確かにそういった御心配の点はあろうかと思えます。おっしゃられたとおりで、それを否定するところも、その根拠も持てないというところが難しいところかと思っております。ただそこは、体験談自体をお寄せいただいた中で募集いたしますので、発表していただく前に内容がどのようなものか、広げていくことが適切なのかなどについては可能な限り確認したいと考えております。ただ悲惨さだけを訴えるものなのか、あるいは後世に平和を残すために必要なのかなどという判断も一定必要ですから、その辺は気をつけながら運用していきたいと思っております。

#### 【松行会長】

これは我々日本人が文化人として、このような貴重な戦争体験を民族としても語り継いでいくべきことだと多くの人はそう感じられると思っておりますので、ただいまの土屋委員の御発言は、非常に貴重な御意見をさせていただいたと感謝申し上げます。また、事務局がそれに対応してくださるということでございます。

#### 【白石委員】

私は、この場が個人情報保護審議会なので、事業の中身についてのコメントはあえてしませんので、個人情報について質問です。今、担当の広報秘書課長が、紙ベースが永年で電子ベースが常用との話を伺いまして、それはそのとおりかと思えます。それから、この事業のあり方からして、紙ベースを永年で保存していくことについてもそれで結構かと思えますが、個人情報保護の観点からしますと、亡くなられた方の情報は個人情報ではなくなってしまうですね。ですから、マニアックな話で申し訳ないのですが、亡くなられた段階で、個人情報届出書の範囲から外れることになります。これは、広報秘書課長ではなく総務担当にこのような考え方についてどうですかという質問です。

**【仮野委員】**

関連ですが、その一方でこのような体験談、体験記は永久に残したほうがいいですね。そこをどう整理するか。

**【白石委員】**

永年という趣旨は事業としては分かるのですが、ここは個人情報保護審議会ですから、その立場からすると、どこかで分けて考える必要があるのかないのかという質問です。これは個人情報保護のあり方の根幹にかかわることですから。

**【松行会長】**

法的に見ると、そのような白石委員の御意見が出てくるのだと思いますが、このような戦争体験、莫大な犠牲を払って得た国民的体験は善悪を超えて語り継がれるエビデンスだと会長は思います。

**【白石委員】**

紙ベースのものが永年で残ることについては、私もいいと思います。ただ、個人情報の届出というところからすれば、仕事を増やすようで申し訳ないのですが、どこかでこれは個人情報保護ではなく、戦争体験の記録、それが古文書になるのかどうかは分かりませんが、そのように分けて考えていくという話になるかと思うのです。ここはあくまでも個人情報保護審議会ですから。

**【松行会長】**

これは一種の著作権法など、そういった関連からすると、1つの作品と考えることもできますよね。その辺りについて担当課はどのような対処をされるのか説明を伺いたいと思いますので、広報秘書課から説明をお願いします。

**【広報秘書課長】**

今の運用面でいけば、亡くなられた時点で個人情報でなくなるという中で、御提案いただいたように別の記録集として残すということは可能かと思っております。電算入力したものと登録申込用紙は、ナンバリング等で関連付けられるように運用していきたいと思っておりますので、亡くなられた事実を知った時点で電算入力したものを削除します。削除したときは、その番号の紙ベースを抜き取り、別とじにして、これは記録集、これは個人記録の管理簿という形で行うことは、物理的には可能だと思っております。

**【白石委員】**

仕事を増やして申し訳ないのですけれども、考え方としてはそのとおりかなと。非常にいいお答えをいただいたと思います。

**【多田委員】**

それだと逆に事務量が増えるのではないかと思いますので、例えば本人に記載していただいた文書は、電算入力をしたら廃棄する。その人が亡くなった場合は、戦争体験の部分と、その人が何町に住んでいたぐらいまでの部分は残す。枝番の地名、電話、ファクス、メールの部分については、部分削除をすれば紙で保存しておく必要はないのではないのでしょうか。簡単にパソコン上で操作できることにもなりますから、そのような形で情報を守ったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

**【広報秘書課長】**

まず、運用の仕方からしますと、今、かえって手間が増えるのではないかと、うお話をいただいたところではありますが、そのままある紙を抜き取り、別とじにしたほうが、運用的には手間が少ないのかなと現時点での印象では考えております。

それから、部分的に抜き取り、住所は何町まで残す程度の記録でいいのではないかと、この御提案をいただきましたが、体験談のみでなく、そのような細かい住所、小金井市にそのような方がいらっしゃったということも含めて、戦争にかかわる貴重な史実として残しておいたほうがいいのではないかと、この考えもありますので、現状、私の考えでは、その紙を抜き取り、別記録として残すという方法が現実的ではないかと考えております。

**【仮野委員】**

解決策とすれば、やはり記録的文書として残すからには、氏名、住所等については明確に記録として残していくことが大事なことだと思います。その場合は、本人に了解を得るという手続をしっかりとっておけば解決できるのではないのでしょうか。このような体験談を体験談として書いて講演等する人は、当然、自分の発言等に責任を持っていると思います。そうすれば、個人情報保護の観点からもうまくクリアできるのではないのでしょうか。

**【広報秘書課長】**

この申込用紙自体を永年保存することについて、本人同意ということですが、特段、申込用紙にそのような記載は今ないのですが、基本的には要綱上、本人から削除の申し出があったとき以外は残すという形にしておりますので、これに基づいて残していくことになるのではないかと考えております。

もしこのことについても本人同意が必要ということであれば、この登録用紙の

中にその辺の記載も含めて、そういった検討も行いたいと思います。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、51ページを御覧ください。「職員給与支給業務について」、職員課の案件でございます。

諮問第12号「国税・地方税電子申告システムについて」及び諮問第13号「国税・地方税電子申告システムのオンライン接続について」は関連しておりますので、一括にて説明させていただきます。

説明の前に、諮問第13号「国税・地方税電子申告システムのオンライン接続について」でございますが、業務開始年月日は平成28年1月1日でございます。

諮問が遅れてしまった理由でございますが、主管課でございます職員課における個人情報保護条例の解釈が適当でなかったことが理由でございます。

個人情報保護条例第15条第1項では、市以外の他の電子計算組織との接続を禁止しておりますが、例外としまして、法令に特別の定めがあるときに該当するときは接続することができるとしてございます。職員課は電子申告システムを利用して申請届出を行うことについての根拠法である「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の規定が個人情報保護条例の法令に特別の定めがあるときに該当すると判断し、業務を行っていたところでございます。

今回、国税・地方税電子申告システムにおいて、新たに個人番号等の記録項目が追加されることを受け、電子計算組織の接続について総務課と協議をしたところ、今回の案件の場合、個人情報保護条例第15条に定められている法令に特別の定めがあるときには該当しないため、審議会への諮問が必要であるとの見解が示されたことで、今回、諮問として諮らせていただいております。

原因としましては、条例の解釈が徹底できていなかったこと、また、手引の解説が明確ではなかったことが原因と考えておりますので、手引の第15条の解説については改訂をさせていただくとともに、周知を徹底してまいりたいと考えてございます。申し訳ございませんでした。

では、改めて、職員給与支給業務について説明をさせていただきます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

の施行に伴い、平成27年10月以降個人番号が通知され、平成28年1月からは、社会保障・税・災害対策の行政手続で個人番号の利用が開始されました。

また、平成27年度税制改正により非居住者である親族の扶養控除等の適用時に伴う記録項目が追加されました。

これに伴い、国税電子申告システム及び地方税電子申告システムに関する記録項目に変更が必要となったことから、届出を行うものです。

52ページを御覧ください。諮問第12号「国税・地方税電子申告システムについて」でございます。

業務の目的としましては、諮問書にもございますが、職員給与支給業務において、国税・地方税に関する各種手続を電子的に記録、管理を行うことでございます。

今回追加になる記録項目は、54ページの別紙、国税・地方税電子申告システム記録項目のうち、44から46の網かけになっている項目でございます。

次に、お戻りいただきまして、53ページ、諮問第13号「国税・地方税電子申告システムのオンライン接続について」でございます。

オンライン接続に関する内容については諮問書に記載のとおりでございますが、接続の目的としましては、国税・地方税電子申告システムの情報を税関係の届出のためにオンラインで送付することでございます。オンライン接続する個人情報、先ほどの諮問第12号の記録項目でございます。54ページ別紙の全ての項目でございます。

オンライン接続における保護措置としましては、諮問書にもございますが、暗号化等の措置を講じているところでございます。

簡単ではございますが、56ページにシステムの接続のイメージ図を付けさせていただいておりますので、御参考にしてください。

最後に、諮問に関連する保有届としまして、55ページに届出番号07-230「国税・地方税電子申告システム」の変更届出でございます。

変更内容は、諮問の記録項目の追加と同様の内容でございます。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、57ページを御覧ください。「外国人おもてなし語学ボランティア」育成業務について」、コミュニティ文化課の案件でございます。

「外国人おもてなし語学ボランティア」とは、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」において競技会場などで活動する競技ボランティアとは異なり、街中などでの外国人に対する手助けなどを行うボランティアです。

東京都では、このボランティアを、2020年の東京大会の開催を見据え、外国人観光客等が安心して東京に滞在できる環境を整えるため、2019年度までに3万5千人の育成を目指しているものです。

このボランティアの育成に当たり、都内各所において育成講座が開催されておりますが、東京都では、ボランティア育成を促進するため、東京都単独の開催に加え、市区町村との共催も行っており、既に近隣市でも共催にてこの講座が開催されています。

この度、小金井市においても、東京都との共催にてこの講座の開催の目途が立ったことから、この講座の開催にあたり、受講者の募集及び参加者名簿を取り扱うことにより、新たに個人情報保有及び電算管理をすることとなるため、届出・諮問するものです。

58ページを御覧ください。諮問第14号「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座参加者名簿について」でございます。

業務の目的としましては、諮問書にもございますが、「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座の受講者の募集及び参加者名簿について電算管理を行うこととございます。

記録される個人情報は、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスでございます。

個人情報の保護としましては、先ほどの小金井市戦争体験者登録電子管理簿の際にも御覧いただきましたが、92ページに個人情報の保護措置を付けてございます。

続きまして、59ページ、諮問第15号「外国人おもてなし語学ボランティア」育成業務について」でございます。

冒頭説明いたしましたが、本事業は小金井市と東京都が連携して事業実施を行うものでございます。業務分担としましては、講座の募集から受講者決定までの業務を小金井市で行い、受講者決定後の業務については東京都が行う形で事業を

実施します。

今回の委託の諮問につきましては、東京都が「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座受講者決定後の講座の準備及び運営等につきまして委託にて行うことから、個人情報委託にて取り扱わせることとなるために諮問するものでございます。

実際の委託契約については東京都が行うものではありませんが、小金井市が収集した個人情報を収集した目的の範囲内で東京都の受託者へ提供し、それらの情報を委託にて取り扱わせることとなること、本事業が小金井市の事業でもあることから、小金井市個人情報保護条例第27条第3項の規定により、審議会へ諮問をさせていただいております。

委託の内容につきましては、諮問書に記載のとおりでございますが、委託者への条件等につきましては、小金井市で委託契約をする際の条件と同等の措置をとってございます。

参考としまして、61ページに育成講座の実施計画書、62ページから63ページに東京都との協定書を付けてございますので、併せて御覧ください。

諮問に関連する保有届としまして、お戻りいただきまして、60ページに届出番号13-39「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座参加者名簿」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございます。保有する個人情報の内容は諮問と同様でございます。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

#### 【白石委員】

このおもてなし事業のイメージがいまひとつ分からないところがあるのですが、59ページの業務の目的のところを見ると、街中で困っている外国人を見かけた際に積極的に声をかけ、道案内等とありますよね。それで、個人情報保護の観点からすると、このような内容の事業に性別や生年月日を収集する必要があるのだろうかと思うのです。例えば民泊、ホームステイで受け入れるなどであれば、マッチ、ミスマッチの関係があるので、女性の外国人を受け入れるときに男性のホストでないほうがいいということで必要な情報だと分かるのですが、なぜ、性別、生年月日がこの事業内容で必要なのか。

諸外国、特に欧米であれば、年齢、性別というのは、結構シビアな個人情報で



す。ですから、そのような観点からしても、よく分からないので、説明をお願いします。

**【コミュニティ文化課長】**

都が全体として育成していくという観点があります。養成される方々の年齢、性別が全体的に偏らないような配慮を都で考えておりますので、年齢、性別といった情報も収集し、一定年齢以上の女性の方だけを受講するとか、そのような講座にならないようにということです。

**【白石委員】**

そうすると、例えば小金井市分で募集人員が何名です、それを上回らない場合は、どの年代、性別に偏っていても無条件で受け入れるけど、上回る場合に例えばシャッフルするなど、そういったことに使うということですか。

**【コミュニティ文化課長】**

各市、動き出しているところもあるのですが、状況を見ますと、定員割れという状況はないかと思っております。先駆けて行っている近隣市の様子を聞きますと大体抽選になっておりますし、当市にも「小金井市では実施しないのか。」といった問い合わせが既に何件か入っている状況もございます。

また、余談ですけども、数年前に都がテスト的に都内3か所ほどで、講座のカリキュラムが正しいかどうかを含めたトライアル講座を行ったのですが、そのうちの1会場として小金井市が選ばれたことがございましたけれども、かなりの倍率で募集があったと聞いております。

**【白石委員】**

要するに、定員オーバーした場合に抽選等を行う際は、均一化しますということをごどこかで謳うということですか。

**【コミュニティ文化課長】**

すいません、それもあるのですけれども、先ほど総務課長が説明したとおり、最終的に東京都で全体として目標を設けており、全体のバランスをとっていくという考え方もあります。当市においても、今年度のみで終わる事業かどうかということも分からない状況もありますが、蓄積されていく中で最終的にバランスがとれているかというところも出てくるかと思っておりますので、小金井市のこの講座だけで必要な情報ではないと思っております。

**【加藤委員】**

これは2020のオリンピック・パラリンピックを見据えた講座ということ

すけれども、おもてなしというのは別にオリンピック・パラリンピックが終わっても必要になるわけですが、その辺のところは東京都から何か構想的なものを示されていますか。

**【コミュニティ文化課長】**

今回の件については、基本的にはそれに向けたボランティアということになっていますので、東京都としておもてなし全体の考え方についてどうかというところまでの具体的な情報はまだ聞こえてきておりません。あくまでもそれに向けて育成していくという取組だと聞いております。

**【多田委員】**

想定期間は2017年3月31日までの事業で、目的とするのは2020年の大会について、2019年までに3万5千人の育成を目指している。それで届出番号13-39としては、2016年9月30日に届出をして、業務の開始が2016年11月28日であるにもかかわらず、この個人情報の収集の保存年限が1年というのはどこの期間にも当てはまらないですが、なぜ1年にしているのですか。例えば2019年までに3万5千人養成することを目指しているのであれば、今、2016年ですから、3年間とするべきではないのかと思いますが、なぜ1年にしているのですか。

**【コミュニティ文化課長】**

現時点では、あくまでも単年度事業として実施をしている状況があります。協定書に本年度までとありますが、今後引き続き事業を行っていく可能性があるとするれば、また単年度の事業として協定等を結んでいくという状況がありますので、現時点では個人情報の管理面から考えますと、複数年度の保存年限はなかなか設定が難しい状況がございまして、単年度という扱いで今回は諮らせていただいているところです。

**【仮野委員】**

最初に96人を選ぶのですか。

**【コミュニティ文化課長】**

はい。現時点では96人を想定しております。

**【仮野委員】**

3万5千人には遠いですね。小金井市で96人ですから、来年以降も行わないといけないよね。この事業はどのくらいの費用がかかるのですか。

**【コミュニティ文化課長】**

東京都が用意しているメニューが2種類あるのですが、本市としての持ち出し予算がないメニューでエントリーさせていただいております。都全体として幾らなのかということについては、こちらとして把握はしていないという状況です。

**【松行会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

それでは、64ページを御覧ください。「データヘルス事業について」、保険年金課の案件でございます。

平成28年3月に策定した「小金井市国民健康保険データヘルス計画」に基づき、今年度より、被保険者の健康増進及び疾病予防事業等医療費増加抑制のためにデータヘルス事業として次に挙げる3事業及び事業効果分析を実施しています。

1つ目は、重症化により医療費が高額になるだけでなく、健康な日常生活を続けることが困難となる糖尿病の重症化を予防するため、慢性腎不全に移行するリスクが高い被保険者を対象とした「重症化予防指導の実施」、2つ目は、特定健康診査結果において、受診勧奨判定値を超えているにもかかわらず医療機関を受診していない被保険者への「医療機関の受診勧奨通知」、3つ目は、後発医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減について周知するため、「後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額についての通知」です。

これらの3事業を実施するに当たり、新たに個人情報扱う様式を保有するため届出するものです。

また、データヘルス事業で取り扱う個人情報（実施対象者及び健診結果等の事業効果）を電子計算組織にて管理することとしたため、届出及び諮問するものです。

65ページを御覧ください。諮問第16号「データヘルス事業対象者名簿について」でございます。

業務の目的としましては、諮問書にもございますが、被保険者の健康増進及び疾病予防事業等医療費増加抑制のためのデータヘルス事業を実施するにあたり、事業実施対象者及び健診結果等事業効果について電算管理を行うこととさせていただきます。

記録される個人情報は、氏名、性別、生年月日、住所、被保険者記号番号、健

診結果、薬剤情報、実施状況などの情報でございます。

個人情報の保護としては、先ほどの小金井市戦争体験者登録電子管理簿の際にも御覧いただきましたが、92ページに個人情報の保護措置を載せてございます。

諮問に関連する保有届としましては、お戻りいただきまして、66ページに届出番号11-484「データヘルス事業対象者名簿」でございます。

保有届の内容は記載のとおりでございまして、保有する個人情報の内容は諮問と同様でございます。

次に67ページ、届出番号11-485「生活指導内容確認書」でございます。

保有届の内容は記載のとおりでございまして、保有する個人情報の内容は、氏名、生活指導内容、病名などの情報でございまして、参考に当該様式を68ページに付けております。こちらは冒頭説明いたしましたデータヘルス事業の実施事業において利用するものでございます。

続きまして、69ページ、届出番号11-486「糖尿病性腎症重症化予防指導利用申込書兼同意書」でございます。

保有届の内容は記載のとおりでございまして、保有する個人情報の内容は、氏名、性別、生年月日、被保険者記号番号、資料送付先などの情報でございまして、参考に当該様式を70ページに付けております。こちらもデータヘルス事業の実施事業において利用するものでございます。

最後に71ページから73ページにデータヘルス事業の概要を参考に付けさせていただきます。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

#### 【白石委員】

このデータヘルス事業対象者の把握は、どのようにして把握するのですか。例えば健診など、一定の年齢要件で市から国民健康保険や後期高齢者医療保険の対象者に通知を出すということであれば分かるのですけれども、特定疾病、その予備軍といえますか、その方の情報は、どのようにして集めるのですか。

#### 【保険年金課主査】

対象者の抽出ですが、特定健診の健診結果と医療費の請求が保険者に上がってくるわけですが、その特定健診結果情報とレセプト情報を使いまして対象者を抽出しております。

### 【白石委員】

そうすると、市が把握できる健康保険の情報は限られていますよね。いわゆる共済保険、協会けんぽ、企業健保などは把握できないわけですから、あくまでも市が直轄で行っている国民健康保険や後期高齢者医療保険の該当者が対象という理解でよろしいですか。

### 【保険年金課主査】

おっしゃるとおり、小金井市の国民健康保険に加入している方の情報しかありませんので、加入者のみです。事業の目的として、国民健康保険の被保険者の健康増進、健康保持、医療費の適正化のために行う事業ですので、対象は被保険者のみとさせていただいております。

### 【植草委員】

事業の是非についてこの場で確認しても仕方がないので、中身について確認をさせていただきます。今回のデータヘルス事業では、大きく3つの役割があるということですが、その1つに重症化予防指導の実施があります。こちらについては、必ずしも特別な医療機関を受診していなくても、こういった指導を本人が希望すれば受けられるということになっているようですけれども、かかりつけ医がいた場合、そのかかりつけ医から既に指導いただいている、なおかつ別の先生、専門の方に指導をしていただくということが実際には起こりうるかと思いますが、利用される方の想定をどのようにしているのかということが1つ目の質問です。

それと、単純な確認ですけれども、保有する個人情報の記録項目の中に、氏名、性別、生年月日等々の中に「宛名番号」という項目がありますが、これはどのようなものか教えていただきたい。

最後に68ページに糖尿病性腎症重症化予防プログラムの確認書が付いておりまして、これはかかりつけ医に以下の内容について記載してもらおうということですよ。それで、病名の中に糖尿病性腎症重症化ということで、2型の糖尿病とありますが、インシュリン欠損症と言われる1型の糖尿病の選択肢がないのですが、この区分けをされている理由について教えていただければと思います。

### 【保険年金課主査】

まず、1つ目の御質問ですが、対象者は誰でも受けることができるということではなく、あくまでもリスクの高い方を対象に行う事業です。特定健診の結果によって、一定数値の糖尿病に該当する数値の悪い方を対象に勧奨させていただいております。

かかりつけ医との調整についてですが、かかりつけ医も指導されていて、さらにこちらでも指導をすることにより、指導内容に相違が出てしまうと本人も迷うことになるかと思いますので、まずはかかりつけ医に先ほど御指摘のありました確認書を記載していただいた上で、先生の治療方針・指導方針に沿った形で保健指導を行えるように実施をしております。

2番目の御質問、宛名番号ですけれども、記号番号というものが被保険者の番号としてあるのですが、これは世帯に複数の加入者がいる場合も全て同じ番号が付きます。宛名番号は、個人に付きますので世帯のどなたが対象なのかということ特定するために項目に挙げております。

最後の御質問、確認書に2型のみで1型といたしますか、先天性の糖尿病の選択肢がない理由ですけれども、今回対象とさせていただいているのは2型の生活習慣の改善によって進行を遅くできる方のみとしております。

委員のおっしゃっている1型の糖尿病の患者は、遺伝ですとか、もともとの体質から糖尿病になられた方ですので、こちらの保健指導によって改善できるものではありません。あくまで指導によって、糖尿病の進行を遅くいたしますか、とめられる方を対象に指導を行いますので、2型の糖尿病のみの病名となっております。

**【植草委員】**

1点目のところは、それなりに利用者が想定されていますよということでしょうか。

**【保険年金課主査】**

はい。

**【植草委員】**

最後の1型を省いていることについては、今、説明いただいたとおりだと思います。ただ1型にもかかわらず、インシュリンの打ち方等々によっていろいろな合併症を発症して苦しんでいる方は随分いらっしゃいます。インシュリンの打ち方等々について指導をしてもらうといったことも、ここに入るのかなと思いましたので質問させていただきましたが、考え方は分かりました。

**【松行会長】**

これは非常に高度のソフィスティケートした行政事務であり、またプライバシーの関係もあります。そのような疾病の管理に、どこまで医師でない行政当局が責任を担保できるのか、行政のマネジメントだと思いますが、なかなか難しい問

題であるなど感じておる次第であります。

今年度の事業はこのように行うとしても、医療技術のイノベーション、あるいはソーシャルヘルスと申しますか、社会保険計画の広い意味での進展を踏まえ、暫時、見直しを含む改良を今後していくべき事業ではないかと、会長はそう思った次第です。これは会長の感想にすぎませんが、一言申し添えておきます。

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、本案件はこれを承認とさせていただきます。

#### 【総務課長】

それでは、74ページを御覧ください。「介護予防・日常生活支援総合事業について」、介護福祉課の案件でございます。

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、小金井市では平成28年10月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始します。要支援認定者が利用されている通所介護（デイサービス）・訪問介護（ヘルパー）のサービスについて、従来の介護事業所だけでなく、地域に根ざした多様なサービスへと選択肢を広げる施策です。

新たにサービス事業を開始することに伴い、利用申込書、ケアマネジメント依頼（変更）届出書、支援計画書を保有することから届出をするものです。

なお、本事業を地域包括支援センターで取り扱う運営委託の諮問は、平成27年度第4回の審議会でお諮りしているところですが、今回の様式整備により利用者のケアプラン作成に係る記録項目の取り扱いを追加することから諮問を行うものです。

75ページを御覧ください。諮問第17号「地域包括支援センター運営委託業務について」でございます。委託業務の内容の拡大及び変更に関することについては、既にお諮りさせていただいておりますので、このページの変更点はございませんが、76ページにあります別紙1の記録項目の73番「個人番号」、74番「印影」が追加となります。

サービス利用の開始に伴う保有届としまして、80ページに届出番号27-110「小金井市介護予防・生活支援サービス事業利用申込書」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございます。保有する個人情報の内容は記載のとおり11項目でございます。

参考としまして、81ページから82ページに当該様式を付けております。

次に、諮問に関連する保有届としまして、83ページに届出番号27-111

「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございます。保有する個人情報の内容は記載のとおり10項目でございます。

参考としまして、84ページに当該様式を付けております。

保有届出書は85ページの届出番号27-112「総合事業・介護予防サービス・支援計画表」でございます。保有の内容は記載のとおりでございます。保有する個人情報の内容は記載のとおり7項目でございます。

参考としまして、86ページに当該様式を付けております。

また、87ページから90ページに総合事業の概要を、91ページに地域包括支援センター運営委託について、平成27年度第4回審議会で審議いただきました諮問書を参考につけさせていただいております。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【白石委員】**

どうしても個人番号にこだわってしまうのですが、個人番号、要するに特定個人情報になる届出が2つありますよね。80ページの「小金井市介護予防・生活支援サービス事業利用申込書」と83ページの「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」に個人番号があります。それで、個人番号の役割は、極端に言いますと情報連携のキーナンバーであって、それでしかないのですが、今回の業務の中でこれがどこでどのように、情報連携の同一性を確認する番号として使われるのか説明をお願いしたいです。

**【介護福祉課長】**

個人番号ですけれども、これは法律の別表に定められているものでして、それを今回、様式に入れていこうとするものです。他市から転入された際に、他市ではどのような介護認定、総合事業を受けていたのか、それから所得の情報について情報連携により取得することになります。

**【白石委員】**

法律の別表の範囲ということは分かるのですが、今回はそれを社会福祉法人や一般財団法人が運営している地域包括支援センターに委託されるわけで、その法人も特定個人情報の取扱事業者としていきますということですよ。

**【包括支援係長】**



地域包括支援センターは、特定個人情報の取扱機関ということで位置付けられてはおりますが、使用する用紙につきましては複写式を検討しております。マイナンバーが付いているところを一番上にし、それがそのまま市へ提出されます。法人に残る用紙につきましては、マイナンバーの記載がないものということで一定整理をしております。

**【白石委員】**

そうすると、切り分けるということですか。

**【包括支援係長】**

はい。

**【松行会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

以上をもちまして、本日のすべての報告、諮問に関する事項について審議を終了いたしました。

それでは、本日の日程の「その他」に移ります。事務局から「その他」の報告等の説明をお願いします。

**【総務課長】**

では、「その他」でございます。まず、アの「小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例について」でございます。

こちらは、資料はございませんが、平成28年5月27日に開催されました、平成28年度第1回の審議会で諮問させていただきました「マイナンバー制度における独自利用・情報連携の開始について」でございますが、審議会への諮問後、平成28年第4回市議会臨時会にて、「小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」の一部改正が議決されまして、「乳幼児医療費助成に関する事務」、「義務教育就学児医療費助成に関する事務」、「ひとり親家庭等医療費助成に関する事務」、「児童育成手当に関する事務」、「外国人に対する生活保護の措置に関する事務」の5事務について、個人番号の独自利用事務として規定されましたので報告させていただきます。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

では、イ、「自治体情報システム強靱化事業に係る内部情報システムの変更について」でございます。94ページを御覧ください。

「1 接続形態の変更」でございます。既存の内部情報システムが稼働する内部情報ネットワークの基盤は、LGWAN環境とインターネット環境へ同時に接続しております。総務省から平成27年12月25日付けで、総行情第77号の通知により、LGWAN環境とインターネット環境、これらを分割する接続形態の変更を行うことで、さらに高度なセキュリティーレベルを確保するために、現在の内部情報ネットワーク基盤を変更するものでございます。

94ページにございます「(1) 分離前イメージ図」が現在の内部情報ネットワーク基盤のイメージ図でございまして、これが95ページにございます「(2) 分離後イメージ図」のように変更される予定でございます。

参考としまして、95ページ、2としまして、LGWANの説明を96ページにかけて載せております。

また、先ほどの説明の中にありました総務省の通知を97ページに付けてございます。

資料の概要につきましては以上となりますが、情報システム課より補足の説明をさせていただきます。

**【情報システム課長】**

それでは、情報システム課より補足の説明をさせていただきます。ただいま説明がございましたが、既存の内部情報システムが稼働する内部情報ネットワーク基盤をインターネット環境と、インターネットと隔絶されたネットワークであるLGWAN環境の2つに分離するという接続形態の変更を行う措置でございます。個人情報処理のオンライン結合を接続する中、この措置を講じることにより、省庁等との通信を確保しつつ、さらに強固なセキュリティー体制を構築することができるものでございます。

具体的には、94ページの1の「(1) 分離前イメージ図」を御覧ください。下部にございます内部情報システム、パソコン等がインターネットとLGWANへそれぞれ接続し、メールの送受信やファイルのダウンロード等を行ってまいりました。実際にはさまざまなセキュリティー対策を講じており、相互に直接的な行き来はできないものの、自治体間の閉ざされた環境であるLGWANとインターネ

ットがネットワーク基盤上で間接的に接続する状況でございました。

95ページの「(2) 分離後イメージ図」を御覧いただければと思います。このような状況へ分離していくものでございまして、それぞれ独立した環境となるものでございます。

また、分離後の業務として、インターネットから来たメールや、ダウンロードしたファイル等をLGWAN環境となった側へ取り込む業務が発生することが想定されます。こちらにつきましては、例外として取り扱い、無害化処理を行うこと等、総務省の求めている要件を満たす方法で、環境間を仲介する接続点を持つ構成を構築してまいります。

なお、内部情報システムによる記録項目やオンライン結合する個人情報の項目、個人情報の保護措置等に関しましては、変更は特段ございません。引き続き、インターネット環境とLGWAN環境のそれぞれにおいて、導入時に審議会へ諮問させていただいた不正侵入等を防止するための技術的な措置を講じてまいります。

今後、この措置に伴い、各種運用基準等を改正し、措置内容を反映させることを予定してございます。改正に当たりましては、改めて審議会へ報告させていただきたいと考えているところでございます。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

#### 【総務課長】

ウの「平成26年度情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況の訂正について」でございます。運用状況につきましては、毎年7月の審議会において報告させていただき、ホームページ等で公表しているところでございますが、平成26年度の運用状況の内容に一部誤りがございましたので、訂正の報告をさせていただきます。

訂正の理由でございますが、平成26年度に学務課において、防犯カメラシステムに記録された映像データを捜査関係事項照会により2件、外部提供していたところでしたが、事務局への報告が漏れていたため、外部提供の件数を訂正するものでございます。

98ページを御覧ください。「平成26年度小金井市情報公開条例及び小金井

市個人情報保護条例の運用状況正誤表」でございます。正誤表中にもございますが、訂正の対象が運用状況15ページの外部提供の件数について、396件を398件に、法令の特別の定め265件を267件に、それぞれ2件追加の訂正でございます。

同様に、運用状況16ページの表中にございます外部提供の件数のうち、教育委員会の件数4件が6件に、合計396件が398件、合わせて全体の合計件数576件が578件、それぞれ2件の追加の訂正でございます。

最後に、運用状況の16ページに記載がございます「選挙人名簿等データ」を「選挙人名簿、防犯カメラ等のデータ」に訂正でございます。

今説明いたしました内容を反映させたものとしまして、平成26年度の運用状況の15ページ、16ページを、99ページ、100ページに付けておりますので御参考ください。

市民、審議会委員の皆様にご迷惑な情報発信をしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。なお、ホームページに掲載しております運用状況につきましては、先に訂正させていただきましたので御了承ください。

#### 【松行会長】

ありがとうございました。平成26年度情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況の書面の中の計数値が、防犯カメラ等のデータということを明記した上で、表中の数字の訂正があったということでございます。御意見、御質問ありますでしょうか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、「次回の日程」についてでございますが、市議会議員選挙の関係ということで、例年より約1か月後の日程を予定させていただきまして、事務局原案では平成29年3月9日木曜日としてございますが、いかがでございましょうか。

#### 【多田委員】

選挙があるのであれば、逆に、前倒しにするのではなく、後ですか。

#### 【総務課長】

例年2月に審議会を開催させていただいているのですが、市議会議員選挙の関係で市議会定例会が1か月前倒しになりまして、市議会定例会を2月に予定しております。申し訳ないのですが、市議会定例会の終了後と今回はさせていただいております。

**【仮野委員】**

例年より前倒しして開催できない理由について説明がなかったので、説明をお願いしたい。

**【総務課長】**

申し訳ありません。前倒しをすることになりますと、1月に開催となりますが、今回の会との開催期間が短かく、各課の案件が出揃わないというところもございます。案件を揃えるというところでは、3月の開催がありがたいと考えております。

**【松行会長】**

年度末で何かと各委員、御多忙のことと拝察いたしますが、何とぞ会長からも御出席のほど、お願い申し上げたいと思います。

それでは、これもちまして本日の審議会の全ての審議を終了とさせていただきます。夜遅くまで、ありがとうございました。これもちまして散会といたします。

— 了 —